

○大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領（例規甲）

平成 27 年 6 月 17 日
兵警交規例規甲第 22 号本部長

大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領を下記のように定め、平成 27 年 7 月 1 日から実施する。

記

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、大規模災害時の交通規制の実施要領及び確認届出又は規制除外車両として使用するものであることの事前の届出（以下「除外事前届出」という。）を受ける場合における事務処理、確認届出又は除外事前届出がなされた車両（以下「確認届出等車両」という。）の確認事務、確認届出等車両以外の車両の確認事務等（以下「緊急通行車両等の確認事務等」という。）について、必要となる事項を定めるものとする。

2 準拠

大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他別に定めあるもののほか、この要領の定めるところによる。

3 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 大規模災害時の交通規制 災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制、大震法第 24 条の規定に基づく交通規制、原災法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制又は国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づく交通規制をいう。
- (2) 確認届出 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 2 項の規定による災対法第 50 条第 2 項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両の使用者の申出により、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている時より前において行う緊急通行車両として使用されるものであることの確認の届出又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「大震法施行令」という。）第 12 条第 2 項の規定による大震法第 21 条第 2 項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両の使用者の申出により、大震法第 9 条第 1 項の規定に基づく警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられる時より前において行う緊急輸送車両として使用されるものであることの確認の届出をいう。
- (3) 緊急交通路 災対法第 76 条第 1 項の規定に基づき指定する道路の区間、大震法第 24

条の規定に基づく交通の禁止若しくは制限を行うために指定する道路の区間、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間又は国民保護法第155条第1項の規定に基づき指定する道路の区間をいう。

- (4) 緊急通行車両 災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の緊急通行車両又は国民保護法第155条第1項に規定する緊急通行車両をいう。
- (5) 規制除外車両 社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両で、公安委員会が緊急交通路の通行を認めたもの並びに災害応急対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両で特別な自動車番号標を有するもの（以下「自衛隊車両等」という。）をいう。
- (6) 緊急輸送車両 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定により確認を受けた車両をいう。

第2 災対法による大規模災害時の交通規制の実施要領

1 総論

- (1) 大規模災害が発生した直後は、人命救助、被害の拡大防止並びに負傷者の搬送等に要する人員及び物資並びに被災地域への政府、自治体及びインフラストラクチャーの関係者の輸送を優先すること。
- (2) 緊急交通路に指定して大規模災害時の交通規制を実施する道路の区間は、道路の復旧状況、交通量等の変化に応じて、順次、縮小していくこと。
- (3) 緊急交通路を通行することができる車両の種別の範囲は、交通状況、被災地域のニーズ等を踏まえた優先度を考慮し、順次、拡大していくこと。

2 実施要領

(1) 基本方針

被災地域への車両の流入を抑制するため、被害状況の把握及び必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、迂〔う〕回路への誘導指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等を実施することにより、災害応急対策の円滑な実施、交通の危険防止及び交通の混雑緩和のための措置を講ずる。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

(ア) 交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、災害の規模、被害状況等のほか、道路状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努めること。この場合において、緊急交通路に指定することが予定されている道路については、特に橋梁〔りょう〕部の状況を中心に、車両の通行に支障がないかを優先的に確認すること。

(イ) 道路の損壊が見込まれる場所においては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第5条、第6条等の交通規制により、歩行者及び車両の安全を確認しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、道路状況を確認するなどにより迅速に道路情報の収集を行うこと。

イ 緊急交通路の指定前における措置

(ア) 大規模災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生の初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路を中心として、道交法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施すること。

(イ) 交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、被災地域への車両の流入抑制を図るため、前記(ア)の規定により実施された交通規制（以下「広域的交通規制」という。）の範囲及び交通規制の対象について、速やかに広報すること。

(ウ) 交通規制課長は、平時から大規模災害時の交通規制に係る交通規制の範囲、交通規制の対象等について、道路管理者と必要な調整を図ること。

ウ 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整

交通規制課長は、交通情報の収集内容を踏まえ、大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問の実施体制について、関係府県警察及び道路管理者との連絡及び調整を開始すること。

(3) 第一局面の交通規制

第一局面の交通規制（広域的交通規制の後の交通規制をいう。以下同じ。）における交通規制の対象車両、広報の実施、資機材の速やかな配備及び迂回路対策は、次のとおりとする。

ア 交通規制の対象車両

緊急交通路の交通規制の対象車両は、緊急通行車両、自衛隊車両等、第3の4の(1)の報道関連車両、同(2)の急病人等を搬送中の車両並びに人命救助及び施設等の応急措置に資する次に掲げる規制除外車両（以下これらの車両を「第一局面交通規制除外車両」という。）以外の車両とする。

(ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

(イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両

(エ) 道路啓開（道路上の障害物等を除去することをいう。以下同じ。）のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の使用者による当該重機を輸送するための車両

(オ) その他公安委員会が特に必要と認める車両

イ 広報の実施

通行の禁止又は制限に係る区域又は道路の区間その他第一局面の交通規制の実施に必要な事項を全国に周知させるための広報内容及びその発表時間については、警察庁と連絡及び調整を行った上で広報することにより、第一局面の交通規制を実施した際の通行を認める車両に係る斉一的な取扱いの確保を図るものとする。

ウ 資機材の速やかな配備

警察署長等は、平素から災対法施行令第32条第1項に規定する標示その他の必要な資機材の計画的な整備及び配備を行うとともに、大規模災害時の交通規制を実施したときは、当該資機材を速やかに、所定の場所へ配備するものとする。

エ 迂回路対策

(ア) 迂回路の設定及び迂回路への誘導については、道路管理者との共同点検の実施等により、危険箇所がないことを確認した上で行うものとする。この場合において、必要に応じて警察官を交通要点に配置するなど、危険を回避するための措置をとるものとする。

(イ) 迂回路に設定された道路において信号機が倒壊し、又は停電による信号機の滅灯等が発生した場合は、速やかにその状況を確認した上で、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、必要な交通規制の実施等の措置をとるものとする。

(4) 第二局面の交通規制

第二局面の交通規制（第一局面の交通規制を実施して一定期間が経過した後に実施する交通規制をいう。以下同じ。）における交通規制の対象車両及び広報の実施は、次のとおりとする。

ア 交通規制の対象車両

(ア) 緊急交通路の交通量及び道路状況、緊急交通路以外の道路及び被災地域の復旧状況、被災地域のニーズ等を踏まえ、緊急性及び重要性を考慮した上で、第一局面交通規制除外車両に加えて、次に掲げる車両を規制除外車両とすることについて検討するものとする。

- a 燃料を輸送する車両
- b 路線バス又は高速バス
- c 霊柩〔きゅう〕車
- d 次に掲げる物資を輸送する大型貨物自動車
 - (a) 医薬品、医療機器、医療用資材等
 - (b) 食料品、日用品等の消費財
 - (c) 建築用資材
 - (d) 金融機関の現金
 - (e) 家畜の飼料
 - (f) 新聞及び新聞用ロール紙

(イ) 緊急交通路の交通量等に余裕が認められるときは、第一局面交通規制除外車両及び前記(ア)に掲げる車両以外の大型貨物自動車、事業用自動車等についても、速やかに大規模災害時の交通規制により交通規制の対象となった車両から一律に除外するなど、順次、交通規制を緩和するものとする。

イ 広報の実施

前記(3)のイの規定は、第二局面の交通規制における広報の実施について準用する。この場合において、前記(3)のイ中「第一局面の交通規制」とあるのは「第二局面の交通規制」と読み替えるものとする。

3 強制排除措置等

(1) 警察官による車両の移動等

ア 緊急交通路の指定前における措置

警察署長等は、緊急交通路の指定前に、道路管理者が災対法第76条の6の規定に基づき指定した道路の区間において、車両その他の物件が警察車両の通行の妨害となり、道路管理者が直ちに当該車両の移動等の措置をとることが困難なときは、道路管理者の

委任を受けて警察官自ら必要な措置をとらせるとともに、可能な範囲で、当該措置の対象となった車両その他の物件に対する措置の前後の状態を写真撮影等により記録させること。

イ 緊急交通路の指定後における措置命令等

警察署長等は、緊急交通路の指定後において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第1項に規定する措置命令又は同条第2項の規定による警察官が自ら講じる措置の積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置を講じた場合は、可能な範囲で、当該措置の対象となった車両その他の物件に対する措置の前後の状態を写真撮影等により記録させること。

ウ 警察署長等は、前記アの措置又は前記イの措置命令等を講じたときは、その旨を警察本部長（以下「本部長」という。）へ報告（交通部交通規制課経由）をするものとする。

(2) 道路管理者による車両の移動等に関する警察の措置等

ア 道路管理者からの車両の移動等の措置に係る情報提供

道路管理者が災対法第76条の6の規定により車両の移動等の措置を行った場合、事情を知らない車両等の占有者等が盗難被害に遭ったものと考え、警察に対して被害申告を行うこと等が想定されることから、道路管理者から当該地域を管轄する警察署長等に対して書面で行われる情報提供等を活用した適切な対応に努めること。この場合において、高速隊長に対して当該情報提供がなされた場合は、関係する警察署長との情報共有に努めること。

また、放置車両の所有者等に連絡を取るることについて、道路管理者から協力要請があった場合には、所有者の氏名や電話番号等の個人情報の取扱いに十分注意の上、可能な限り協力すること。

イ 道路管理者との連携強化

交通規制課長及び警察署長等は、大規模災害時には通信が途絶することも想定されるため、平時から、道路管理者と連絡体制について協議しておくこと。

ウ 道路啓開に関する要請

本部長は、災対法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限を行うため必要があると認めるときは、災対法第76条の4の規定により道路管理者に対し、交通部長が定める様式の要請書により道路の区間の指定等の要請を行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭によりこれを行い、事後速やかに要請書に必要事項を記入の上、送付するものとする。

4 他法令の適用等

(1) 原災法

ア 原災法による大規模災害時の交通規制の対象車両

原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の対象車両は、緊急通行車両、自衛隊車両等、前記2の(3)のアに掲げる規制除外車両、同4の(1)の報道関連車両及び第3の4の(2)の急病人等を搬送中の車両以外の車両とする。

イ 読替え適用

前記 1、2 及び 3 の規定は、原災法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施要領について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 の 2 の (3) のウ	災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）	原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。）第 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災対法施行令
第 2 の 3 の (1) のア	災対法	原災法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災対法
第 2 の 3 の (1) のイ	災害応急対策	緊急事態応急対策
	災対法	原災法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災対法
第 2 の 3 の (2) のア	災対法	原災法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災対法
第 2 の 3 の (2) のウ	災対法	原災法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災対法

(2) 国民保護法

ア 国民保護法による大規模災害時の交通規制の対象車両

国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づく交通規制の対象車両は、緊急通行車両、自衛隊車両等、前記 2 の (3) のアに掲げる規制除外車両、第 3 の 4 の (1) の報道関連車両及び同 (2) の急病人等を搬送中の車両以外の車両とする。

イ 読替え適用

前記 1、2 及び 3（前記 3 の (1) のア並びに 3 の (2) のア及びウの規定を除く。）の規定は、国民保護法第 155 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施要領について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 2 の 2 の (3) のウ	災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 39 条の規定により準用する災対法施行令
第 2 の 3 の (1) のイ	災害応急対策	国民の保護のための措置
	災対法	国民保護法第 155 条第 2 項の規定により準用する災対法

第 3 緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱い

1 緊急通行車両

緊急通行車両の確認届出（以下「緊急通行車両確認届出」という。）及び大規模災害時における緊急通行車両確認届出を実施している車両（以下「緊急通行車両確認届出済車両」という。）に係る緊急通行車両の確認事務（以下「緊急通行車両確認事務」という。）、緊急通行車両事前届出済車両（大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領の一部改正について（令和5年兵警交規例規甲第30号）による改正前の大規模災害時の交通規制の実施要領及び緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領（以下「旧規程」という。）第3の1の(1)のオの(ア)に規定する緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている者が使用する当該届出に係る車両をいう。以下同じ。）に係る緊急通行車両確認事務、標章等（(1)のオの(ア)に規定する標章等をいう。）又は届出済証の交付を受けている車両以外の車両に係る緊急通行車両確認事務等並びに緊急通行車両の指定行政機関等に対する指導等は、次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両確認届出

ア 緊急通行車両確認届出の対象車両

緊急通行車両確認届出の対象となる車両は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に定める要件のいずれにも該当するものとする。ただし、大規模災害時の交通規制の対象から除外される自衛隊車両等については、災対法施行令第33条第3項に規定する標章（以下この1及び4において「標章」という。）の交付は行わないことから、緊急通行車両確認届出の対象としないものとする。

緊急通行車両の区分	要件
災対法の規定に基づく緊急通行車両	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模災害時において、災対法第2条第8号に規定する防災基本計画、同条第10号に規定する地域防災計画等に基づき、同法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。 2 指定行政機関（災対法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。）の長、指定地方行政機関（同法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関（同法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（同法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）（以下「災対法による指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは災対法による指定行政機関等との契約により常時災対法による指定行政機関等の活動のために使用される車両又は大規模災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。
原災法の規定に基づく緊急通行車両	<ol style="list-style-type: none"> 1 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があった場合において、同法第2条第12号に規定する防災計画、同法第7条に規定する原子力事業者防災業務計画等に基づき、同法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。 2 災対法による指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言があった場合にお

	いて、他の関係機関、団体等から調達する車両であること。
国民保護法の規定に基づく緊急通行車両	<p>1 武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等をいう。以下同じ。）が発生した場合において、国民保護法第32条第1項に規定する基本指針、同法第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項に規定する国民の保護に関する計画、同法第36条第1項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、同法第10条第1項若しくは第2項、第11条第1項、第16条第1項又は第21条第1項に規定する国民の保護のための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>2 指定行政機関（事態対処法第2条第5号に規定する指定行政機関をいう。）の長、指定地方行政機関（同法第2条第6号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関（同法第2条第7号に規定する指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。）（以下「事態対処法による指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは事態対処法による指定行政機関等との契約等により常時事態対処法による指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等が発生した場合において、他の関係機関、団体等から調達する車両であること。</p>

イ 緊急通行車両確認届出を行う者等

緊急通行車両確認届出を行う者、緊急通行車両確認届出先並びに緊急通行車両確認届出に必要な書類及びその部数は次のとおりとする。

(ア) 緊急通行車両確認届出を行う者

緊急通行車両確認届出を行う者は、次のいずれかに該当する者とする。

- a 災対法による指定行政機関等及び事態対処法による指定行政機関等（以下「指定行政機関等」という。）の長
- b 指定行政機関等に属し、災害応急対策に当たることとなる車両の使用者又は管理者
- c 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用し、若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理者

(イ) 緊急通行車両確認届出先

- a 緊急通行車両確認届出は、原則として緊急通行車両確認届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の長（以下この(1)から(4)までにおいて「管轄警察署長」という。）を経由して、交通規制課長に行うものとする。
- b 前記aの規定にかかわらず、緊急通行車両確認届出が電子情報処理組織を使用する方法で行われるものであるときは、直接、交通規制課長に行うものとする。

(ウ) 緊急通行車両確認届出に必要な書類及びその部数

- a 緊急通行車両確認届出を行おうとする者は、次の表の左欄に掲げる書類について、それぞれ同表の右欄に掲げる部数を提出するものとする。この場合において、当該緊急通行車両確認届出が電子情報処理組織を使用する方法で行われるものであるときは、別表第1に定める添付書類のうち、車検証の写しの提出を要しない。

書類	部数
(a) 緊急通行車両確認申出書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3。以下この(1)、(3)及び(4)において「申出書」という。）	1部
(b) 交通部長が定める様式の緊急通行車両等一覧表（以下「一覧表」という。）	1部
(c) 別表第1に定める添付書類	各1部

- b 前記aの規定にかかわらず、緊急通行車両確認届出が次に掲げる場合のいずれかに該当するものであるときは、それぞれに掲げる措置をとるものとする。

- (a) 緊急通行車両確認届出が同一の機会における複数台の車両に係るものであり、その内容のうち番号標の番号のみが異なるもの等である場合 申出書及び一覧表を、それぞれ1部提出するほか、別表第1に定める添付書類のうち、車検証の写しについては当該複数台の車両ごとのものをそれぞれ1部、車検証の写し以外の書類についてはそれぞれ1部を提出すること。
- (b) 緊急通行車両確認届出を行う者が届出済証の交付を受けている者である場合で、緊急通行車両確認届出に必要な書類と届出済証の交付を受けるために提出した書類とを比して必要な書類に不足があるとき 申出書及び一覧表を、それぞれ1部提出するほか、当該不足している書類を必要部数提出すること。
- (c) 緊急通行車両確認届出を行う者が届出済証の交付を受けている者である場合で、緊急通行車両確認届出に必要な書類と届出済証の交付を受けるために提出した書類とを比して必要な書類に不足がないとき 申出書及び一覧表を、それぞれ1部提出すること。

ウ 緊急通行車両確認届出の受理等

(ア) 緊急通行車両確認届出の受理

- a 交通規制課長又は管轄警察署長は、前記イの(イ)のa又はbの規定により行われた緊急通行車両確認届出については、同(ウ)のa又はbの規定により提出を受けた書類を確認した上でこれを受理するものとする。この場合において、管轄警察署長は、一覧表の写しを作成した上で、申出書、一覧表の写し及び添付書類をそれぞれ1部（同(ウ)のbの(b)の規定により行われた緊急通行車両確認届出にあつては申出書及び一覧表の写しをそれぞれ1部並びに不足している書類を必要部数、同(ウ)のbの(c)の規定により行われた緊急通行車両確認届出にあつては申出書及び一覧表の写しをそれぞれ1部）については交通規制課長に送付し、一覧表については保管するものとする。

b 前記 a 後段の場合において、当該緊急通行車両確認届出が前記イの(ウ)の b の(b)の規定により行われた緊急通行車両確認届出であるときは、前記 a に規定する措置のほか、同(ウ)の b の(b)の規定により提出を受けた不足している書類を交通規制課長に送付するものとする。

(イ) 緊急通行車両確認届出の受理時の措置

交通規制課長は、前記(ア)の a の規定により緊急通行車両確認届出を受理し、又は同 a 若しくは b の規定による管轄警察署長からの書類の送付を受けた場合は、交通部長が定めるところにより、当該受理の状況を明らかにしておくものとする。

エ 審査

交通規制課長は、前記ウの(イ)に規定する場合は、当該緊急通行車両確認届出に係る車両について、前記アに掲げる対象車両の要件に該当するかどうかの審査を行うものとする。

オ 標章等の交付

(ア) 交通規制課長による標章等の交付

交通規制課長は、前記エの規定により審査を行った結果、当該緊急通行車両確認届出に係る車両が緊急通行車両に該当するものであると認めるときは、交通部長が定める様式の緊急通行車両確認証明書交付簿（以下この(1)から(4)までにおいて「証明書交付簿」という。）に必要事項を記載の上、標章及び緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第5。以下この(1)、(3)及び(4)において「証明書」という。）（以下この1及び2の(3)において「標章等」という。）を緊急通行車両確認届出を行った者に交付するものとする。この場合において、当該緊急通行車両確認届出が、管轄警察署長を経由して行われたものであるときは当該管轄警察署長に、電子情報処理組織を使用する方法により行われたものであって、当該緊急通行車両確認届出を行った者が警察署での交付を希望しているものであるときは当該交付を希望する警察署の長に標章等を送付するものとする。

(イ) 標章等の送付を受けた警察署長による交付

前記(ア)後段の規定による標章等の送付を受けた警察署長は、当該送付に係る緊急通行車両確認届出を行った者に当該標章等を交付するものとする。

(ウ) 指示事項等

交通規制課長及び前記(イ)に規定する警察署長は、前記(ア)前段又は(イ)の規定により標章等を交付するときは、当該交付をする者に対して、緊急交通路を通行する場合には標章を当該標章の交付に係る車両の前面の見やすい箇所に掲示した上、証明書を当該車両に備え付けておくように指示するものとする。

カ 標章等の有効期限

標章等の有効期限は、原則として交付の日から起算して5年後の日とする。

キ 標章等の記載事項変更及び再交付

(ア) 緊急通行車両標章等変更届出等を行う者

次に掲げる届出及び申出（以下「緊急通行車両標章等変更届出等」という。）を行う者は、前記オの(ア)前段又は(イ)の規定により標章等の交付を受けた者とす

る。

a 標章等の交付後における標章等の記載事項に変更が生じた旨の届出（以下「緊急通行車両標章等記載事項変更届出」という。）

b 標章等の交付後における標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の届出（以下「緊急通行車両標章等再交付届出」という。）

(イ) 緊急通行車両標章等変更届出等の届出先

緊急通行車両標章等変更届出等は、交通規制課長又は管轄警察署長に行うものとする。

(ウ) 緊急通行車両標章等変更届出等に必要な書類及びその部数

緊急通行車両標章等変更届出等を行おうとする者は、次に掲げる緊急通行車両標章等変更届出等の区分に応じ、それぞれに掲げる措置をとるものとする。

a 緊急通行車両標章等記載事項変更届出 次に掲げる書類を、それぞれ1部提出するものとする。

(a) 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災対法施行規則別記様式第6。以下「緊急通行車両変更届出書」という。）

(b) 一覧表

(c) 標章等の記載事項に変更が生じていることを確認するために必要な書類

b 緊急通行車両標章等再交付届出 次に掲げる書類を、それぞれ1部提出するものとする。

(a) 緊急通行車両確認標章・証明書再交付届出書（災対法施行規則別記様式第7。以下「緊急通行車両再交付届出書」という。）

(b) 一覧表

(c) 標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した経緯が判明する書類

(エ) 緊急通行車両標章等変更届出等の受理

交通規制課長又は管轄警察署長は、緊急通行車両標章等変更届出等があったときは、標章等の記載事項の確認（標章等を亡失し、又は滅失している場合を除く。）をし、緊急通行車両変更届出書又は緊急通行車両標章等再交付届出書（以下「緊急通行車両変更届出書等」という。）、一覧表及び前記(ウ)のaの(c)又はbの(c)に掲げる書類（以下この(1)において「変更事由等確認書類」という。）を確認した上でこれを受理するものとする。この場合において、管轄警察署長は、一覧表の写しを作成した上で、当該受理に係る緊急通行車両変更届出書等及び変更事由等確認書類並びに一覧表の写しについては交通規制課長に送付し、一覧表については保管するものとする。

(オ) 再交付

交通規制課長は、前記(エ)の規定により緊急通行車両標章等変更届出等を受理し、又は管轄警察署長からの書類の送付を受けたときは、前記オの(ア)の規定により記載した証明書交付簿に再交付した理由及び再交付年月日等を記載するとともに、標章等を当該緊急通行車両標章等変更届出等を行った者に交付するものとする。この場合において、当該届出が管轄警察署長を経由してなされたものであるときは、当該管轄警察署長を経由して交付するものとする。

ク 標章等の返還等

交通規制課長は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、速やかに標章等を返還させるものとする。この場合において、交通規制課長は、前記オの(ア)の規定により記載した証明書交付簿の備考欄に必要事項を記載するものとする。

(ア) 緊急通行車両確認届出を行っている車両が、次のいずれかに該当することとなった場合

- a 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
- b 廃車となったとき。
- c 前記 a 及び b に掲げるもののほか、緊急通行車両として使用する必要がなくなったと認めるとき。

(イ) 標章等の有効期限が到来した場合

(ウ) 緊急通行車両標章等変更届出等により標章等の再交付を受けた場合（標章等を亡失し、又は滅失している場合を除く。）

(エ) 標章等の再交付を受けた後に亡失した標章等を発見した場合

(2) 大規模災害時における緊急通行車両確認届出済車両に係る緊急通行車両確認事務
交通検問所において、緊急交通路に指定された道路を通行しようとする車両を認め
た場合において、当該車両が前記(1)のオの(ウ)又は(3)のエに規定する指示事項を遵
守しているものであるときは、5の(1)及び(2)に規定する措置をとるものとする。

(3) 大規模災害時における届出済証の交付を受けている車両に係る緊急通行車両確認事務
ア 届出済証の交付を受けている者の優先

交通規制課長、高速隊長又は警察署長（以下「交通規制課長等」という。）は、大規模災害時において、届出済証（他の都道府県の交付に係るものを含む。以下この(3)及び(4)において同じ。）の交付を受けている者からの緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、緊急通行車両確認届出を行っていない者であって、届出済証の交付を受けていないものからの緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出に優先して取り扱うものとする。

イ 届出済証の交付を受けている車両であることの確認の方法等

前記アの場合において、交通規制課長等は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、前記アに規定する申出に係る車両の使用者に届出済証を提示させるとともに、申出書に必要事項を記載させる方法により、当該車両が届出済証の交付を受けている車両であることの確認を行うものとする。この場合において、交通規制課長等は、証明書交付簿に所要事項を記載し、処理状況を明らかにしておくものとする。

ウ 届出済証の交付を受けている車両であることの確認を行う場所

前記イの規定により行う確認は、警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）、各警察署又は交通検問所において行うことができるものとする。

エ 交付、指示事項及び返還

交通規制課長等は、前記イの規定により行う確認を行った場合には、標章等を交付するものとする。この場合において、交通規制課長等は、当該交付をする者に対して、緊急交通路を通行するときには標章を当該標章の交付に係る車両の前面の見やす

い箇所に掲示した上、証明書を当該車両に備え付けておくように指示するものとする。

オ 有効期限

標章等の有効期限は、原則として交付の日から起算して5年後の日とする。

カ 変造等の防止の措置

交通規制課長等は、前記エの規定により標章等を交付する場合において、標章等の記載事項に誤り等があると認めるときは、偽造、変造等を防止する観点から当該誤り等がある事項の訂正をした上での交付をすることなく、新たなものを交付しなければならない。

キ 事前の準備

前記エの規定による標章等の交付については、速やかに行うべきものであることから、交通規制課長等は、事前に十分な枚数の標章等を準備しておくものとする。

(4) 大規模災害時における標章等又は届出済証の交付を受けている車両以外の車両に係る緊急通行車両確認事務

ア 大規模災害時における未届出車両が緊急通行車両であることの確認を行う場所

交通規制課長等は、大規模災害時において、標章等又は届出済証の交付を受けている車両以外の車両（以下この(4)において「未届出車両」という。）の使用者からの災対法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両として使用するものであることの確認を求める旨の届出があった場合は、原則として警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）又は各警察署において、その確認を行うものとする。

イ 未届出車両に係る緊急通行車両であることの確認に必要な書類及びその部数並びに審査

交通規制課長等は、未届出車両に係る緊急通行車両であることの確認を行うときは、届出者に申出書に必要事項を記載させた上、別表第1に定める添付書類（別表第1の3に規定する書類を除く。以下この(4)において同じ。）を提出させるものとする。この場合において、交通規制課長等は、証明書交付簿に所要事項を記載した上、前記(1)のアに掲げる対象車両の要件に該当するかどうかの審査を行うものとする。

ウ 提出書類の省略

前記イの規定にかかわらず、社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、別表第1に定める添付書類の提出を省略することができる。この場合において、交通規制課長等は、申請書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

エ 大規模災害時における届出済証の交付を受けている車両に係る緊急通行車両確認事務の規定の準用

前記(3)のエからキまでの規定は、未届出車両に係る標章等の交付、指示事項及び返還等に係る確認事務について準用する。

(5) 緊急通行車両の指定行政機関等に対する指導等

ア 指定行政機関等に対する指導

交通規制課長は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両確認届出並びに標章等の変更届、再交付及び返還の手續並びに標章等及び届出済証の紛失等の防止について指導を行うものとする。

イ 兵庫県関係部局との調整

交通規制課長は、緊急通行車両等の確認事務等に係る申出があった場合は、必要に応じて、兵庫県関係部局と調整を図るものとする。

2 緊急輸送車両

緊急輸送車両の確認届出（以下「緊急輸送車両確認届出」という。）を実施している車両（以下「緊急輸送車両確認届出済車両」という。）に係る緊急輸送車両の確認事務（以下「緊急輸送車両確認事務」という。）、警戒宣言の発令時における緊急輸送車両確認届出済車両に係る緊急輸送車両確認事務、警戒宣言の発令時における届出済証の交付を受けている者が使用する当該届出に係る車両（以下「緊急輸送車両事前届出済車両」という。）に係る緊急輸送車両確認事務、警戒宣言の発令時における大震法施行令第12条第3項に規定する標章（以下この(1)において「標章」という。）及び緊急輸送車両確認証明書（大震法施行規則別記様式第8）（以下この(1)及び(3)において「標章等」という。）又は届出済証の交付を受けている車両以外の車両に係る緊急輸送車両確認事務等は、次のとおりとする。

(1) 緊急輸送車両確認届出

緊急輸送車両確認届出の対象となる車両は、次に掲げる事項のいずれにも該当する車両とする。ただし、警戒宣言に係る交通規制の対象から除外される自衛隊車両等については、標章の交付は行わないことから、緊急輸送車両確認届出の対象としないものとする。

ア 警戒宣言が発せられた場合において、大震法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第21条第1項に規定する地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

イ 災対法による指定行政機関等（同法第2条第6号に規定する指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは災対法による指定行政機関等との契約等により常時災対法による指定行政機関等の活動のために使用される車両又は警戒宣言が発せられた場合に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

(2) 緊急輸送車両確認届出、警戒宣言の発令時における緊急輸送車両確認届出済車両に係る緊急輸送車両確認事務、緊急輸送車両事前届出済車両に係る緊急輸送車両確認事務及び警戒宣言の発令時における標章等又は届出済証の交付を受けている車両以外の車両に係る緊急輸送車両確認事務前記1の(1)のイからクまで、(2)、(3)及び(4)のアからウまで、(4)のエにおいて準用する同(3)のエからキまで並びに(5)の規定は、緊急輸送車両確認届出を行う者等、緊急輸送車両確認届出の受理等、審査、標章等の交付等、標章等の有効期限、標章等の記載事項変更及び再交付、標章等の返還等、警戒宣言の発令時における緊急輸送車両確認届出済車両に係る緊急輸送車両確認事務、緊急輸送車両事前届出済車両に係る緊急輸送車両確認事務、警戒宣言の発令時における標章等又は届出済証の交付を受けている車両以外の車両に係る緊急輸送車両確認事務及び緊急輸送車両の指定行政機関等に対する指導等について、それぞれ準用する。この場合において、同(1)のイ中「緊急通行車両確認届出書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3）」とあるのは「緊急輸送車両確認届出

書（大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第6」と、同(1)のオ中「交通部長が定める様式の緊急通行車両確認証明書交付簿」とあるのは「交通部長が定める様式の緊急輸送車両確認証明書交付簿」と、「標章及び緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第5。以下この(1)、(3)及び(4)において「証明書」という。）」（以下この1及び2の(5)において「標章等」という。））」とあるのは「大震法施行令第12条第3項に規定する標章（以下この(1)及び(3)において「標章」という。）及び緊急輸送車両確認証明書（大震法施行規則別記様式第8。以下この(1)、(3)及び(4)において「証明書」という。）」（以下この(1)、(3)、(4)及び(5)までにおいて「標章等」という。））」と、同(1)のキ中「緊急通行車両標章等変更届出等」とあるのは「緊急輸送車両標章等変更届出等」と、「緊急通行車両標章等記載事項変更届出」とあるのは「緊急輸送車両標章等記載事項変更届出」と、「緊急通行車両標章等再交付申出」とあるのは「緊急輸送車両標章等再交付申出」と、「緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災対法施行規則別記様式第6。以下「緊急通行車両変更届出書」という。））」とあるのは「緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（大震法施行規則別記様式第9。以下「緊急輸送車両変更届出書」という。））」と、「緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（災対法施行規則別記様式第7。以下「緊急通行車両再交付申出書」という。））」とあるのは「緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書（大震法施行規則別記様式第10。以下「緊急輸送車両再交付申出書」という。））」と、「緊急通行車両変更届出書」とあるのは「緊急輸送車両変更届出書」と、「緊急通行車両再交付申出書」とあるのは「緊急輸送車両再交付申出書」と、「緊急通行車両変更届出書等」とあるのは「緊急輸送車両変更届出書等」と、同(1)のク中「緊急通行車両標章等変更届出等」とあるのは「緊急輸送車両標章等変更届出等」と、同(4)のア中「災対法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両」とあるのは「大震法施行令第12条第1項の規定による緊急輸送車両」と読み替えるものとする。

- (3) 災害発生時の緊急輸送車両が標章等又は届出済証の交付を受けている場合の取扱い
緊急輸送車両として標章等又は届出済証の交付を受けている車両は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、大震法施行令第12条第3項に規定する標章及び緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両とみなすものとする。

3 規制除外車両

除外事前届出、大規模災害時における除外事前届出を行っている車両（以下「除外事前届出済車両」という。）に係る規制除外車両の確認事務（以下「規制除外車両確認事務」という。）、除外事前届出未届車両（(3)のアに規定する除外事前届出未届車両をいう。）に係る規制除外車両確認事務及び除外事前届出者に対する指導等は、次のとおりとする。

(1) 除外事前届出

ア 除外事前届出の対象車両

除外事前届出の対象となる車両は、第2の2の(3)のアの(ア)から(エ)までに掲げる車両であって、緊急通行車両に該当しないものとする。

イ 除外事前届出を行う者

除外事前届出を行う者は、規制除外車両に係る業務の実施について責任を有する者とする。

ウ 除外事前届出先、除外事前届出に必要な書類及びその部数並びに除外事前届出の受理等及び審査前記1の(1)のイの(イ)及びウのa、ウの(ア)のa及び(イ)並びにエの規定は、除外事前届出先、除外事前届出に必要な書類及びその部数、除外事前届出の受理等及び審査について、それぞれ準用する。この場合において、同(1)のイ中「以下この(1)から(4)まで」とあるのは「以下この(1)」と、「別表第1に定める添付書類」とあるのは「別表第2に定める車両の区分に応じた添付書類」と、「緊急通行車両確認申出書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3。以下この(1)、(3)及び(4)において「申出書」という。）」とあるのは「交通部長が定める様式の規制除外車両事前届出書（以下この(1)において「届出書」という。）」と、同(1)のウ中「同ウのa又はbの規定」とあるのは「同ウのaの規定」と、「申出書」とあるのは「届出書」と、「それぞれ1部（同ウのbの(b)の規定により行われた緊急通行車両確認届出にあっては申出書及び一覧表の写しをそれぞれ1部並びに不足している書類を必要部数、同ウのbの(c)の規定により行われた緊急通行車両確認届出にあっては申出書及び一覧表の写しをそれぞれ1部）」とあるのは「それぞれ1部」と、「同a若しくはbの規定」とあるのは「同aの規定」と、同(1)のエ中「前記アに掲げる」とあるのは「前記アに規定する」と読み替えるものとする。

エ 除外届出済証の交付等

(ア) 交通規制課長による除外届出済証の交付等

交通規制課長は、前記ウの規定により準用する前記1のエの規定により審査を行った結果、当該除外事前届出に係る車両が規制除外車両に該当するものであると認めるときは、交通部長が定める様式の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（以下「除外事前届出受理簿」という。）に必要事項を記載の上、交通部長が定める様式の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を除外事前届出を行った者に交付するものとする。この場合において、当該除外事前届出が、除外事前届出を行う車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署の長（以下「管轄警察署長」という。）を経由して行われたものであるときは当該管轄警察署長に、電子情報処理組織を使用する方法により行われたものであって、当該除外事前届出を行った者が警察署での交付を希望しているものであるときは当該交付を希望する警察署の長に除外届出済証を送付するものとする。

(イ) 除外届出済証の送付を受けた警察署長による交付

前記(ア)後段の規定による除外届出済証の送付を受けた警察署長は、当該送付に係る除外事前届出を行った者に当該除外届出済証を交付するものとする。

オ 除外届出済証の記載事項変更及び再交付

(ア) 除外届出済証変更届出等を行う者

次に掲げる届出及び申出（以下「除外届出済証変更届出等」という。）を行う者は、前記エの(ア)前段又は(イ)の規定により除外届出済証の交付を受けた者

とする。

a 除外届出済証の交付後における除外届出済証の記載事項に変更が生じた旨の届出（以下「除外届出済証記載事項変更届出」という。）

b 除外届出済証の交付後における除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した旨の申出（以下「除外届出済証再交付申出」という。）

(イ) 除外届出済証変更届出等

除外届出済証変更届出等は、交通規制課長又は管轄警察署長に行うものとする。

(ウ) 除外届出済証変更届出等があった場合の措置

交通規制課長又は管轄警察署長は、除外届出済証変更届出等があったときは、当該届出をした者に対して、再度前記イの規定により読み替えて準用する前記1の(1)のイのウのaに規定する措置をとらせるものとする。

(エ) 除外届出済証変更届出等の受理

交通規制課長又は管轄警察署長は、前記ウの規定により行われた除外届出済証変更届出等については、前記イの規定により読み替えて準用する前記1の(1)のイのウのaの規定により提出を受ける書類を確認した上で、これを受理するものとする。この場合において、管轄警察署長は、一覧表の写しを作成した上で、一覧表の写しについては交通規制課長に送付し、当該受理に係る書類については保管するものとする。

(オ) 再交付

交通規制課長は、前記エの規定により除外届出済証変更届出等を受理し、又は管轄警察署長からの書類の送付を受けたときは、前記エの(ア)の規定により記載した除外事前届出受理簿に再交付した理由及び再交付年月日等を記載するとともに、右上部に「再」と朱書きした上で、除外届出済証を除外届出済証変更届出等を行った者に交付するものとする。この場合において、当該届出が管轄警察署長を経由してなされたものであるときは、当該管轄警察署長を経由して交付するものとする。

カ 除外届出済証の返還等

交通規制課長は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、速やかに除外届出済証を返還させるものとする。この場合において、交通規制課長は、前記エの(ア)の規定により記載した除外事前届出受理簿の備考欄に必要事項を記載するものとする。

(ア) 除外事前届出を行っている車両が、次のいずれかに該当することとなった場合

a 規制除外車両として使用される車両に該当しなくなったとき。

b 廃車となったとき。

c 前記a及びbに掲げるもののほか、規制除外車両として使用する必要がなくなったと認めるとき。

(イ) 除外届出済証変更届出等により除外届出済証の再交付を受けた場合（除外届出済証を紛失し、又は滅失している場合を除く。）

(ウ) 除外届出済証の再交付を受けた後に亡失した除外届出済証を発見した場合

キ 除外事前届出を行った後に緊急通行車両として取り扱うこととなった場合の対応

除外事前届出を行った者から、当該除外事前届出をした後に指定行政機関等との契約により、緊急通行車両として取り扱うこととなった旨の申出を受けた場合は、改めて緊急通行車両としての確認届出を行わせるものとする。

(2) 大規模災害時における除外事前届出車両に係る規制除外車両確認事務

前記1の(3)の規定は、除外届出済証の交付を受けている車両（以下「除外事前届出車両」という。）に係る規制除外車両確認事務について準用する。この場合において、同(3)のイ中「届出済証の」とあるのは「除外届出済証の」と、「届出済証（他の都道府県の交付に係るものを含む。以下この(3)及び(4)において同じ。）」とあるのは「除外届出済証」と、「緊急通行車両確認届出」とあるのは「除外事前届出」と、同(3)のロ中「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「申出書」とあるのは「交通部長が定める様式の規制除外車両確認申出書」と、「証明書交付簿」とあるのは「交通部長が定める様式の規制除外車両確認証明書交付簿」と、同(3)のハ中「標章等」とあるのは「対法施行令第33条第3項に規定する標章（以下この(3)において「標章」という。）及び交通部長が定める様式の規制除外車両確認証明書（以下この(3)において「証明書」という。）（以下この(3)において「標章等」という。）」と、同(3)のニ中「5年後の日」とあるのは「1箇月後の日」と読み替えるものとする。

(3) 大規模災害時における除外事前届出未届車両に係る規制除外車両確認事務

ア 大規模災害時における規制除外車両であることの確認を行う対象

第一局面の交通規制の実施時においては、除外事前届出がなされた車両を除く前記(1)のイに規定する除外事前届出の対象車両（以下「除外事前届出未届車両」という。）のみに対し、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 大規模災害時における除外事前届出未届車両に係る規制除外車両であることの確認を行う場所交通規制課長等は、第一局面の交通規制の実施時において、除外事前届出未届車両の使用からの規制除外車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、原則として警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）又は各警察署において、その確認を行うものとする。

ウ 除外事前届出未届車両に係る規制除外車両であることの確認に必要な書類及びその部数並びに審査

交通規制課長等は、除外事前届出未届車両に係る規制除外車両であることの確認を行うときは、申出者に規制除外車両確認申出書への必要事項の記載をさせた上、別表第2の車両の区分に応じた添付書類の提出をさせるものとする。この場合において、交通規制課長等は、規制除外車両確認証明書交付簿に必要事項を記載した上、前記(1)のイに規定する対象車両の要件に該当するかどうかの審査を行うものとする。

エ 第二局面の交通規制実施時における除外事前届出未届車両に係る規制除外車両であることの確認

交通規制課長等は、第二局面の交通規制の実施時に除外事前届出未届車両に係る規制除外車両であることの確認を行う場合において、当該除外事前届出未届車両が第2の2の(4)のイの(ア)に掲げる車両であるときは、別表第3の規制除外車両の区分に応じて定める確認事項を確認するものとする。

オ 添付書類の省略

前記ウの規定にかかわらず、社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、前記ウの規定により提出を受ける添付書類の提出を省略することができる。この場合において、交通規制課長等は、規制除外車両確認申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

カ 大規模災害時における緊急通行車両事前届出済車両に係る緊急通行車両確認事務の規定の準用

前記1の(3)のエからキまでの規定は、除外事前届出未届車両に係る規制除外車両の確認事務について準用する。この場合において、同(3)のエ中「前記イの規定」とあるのは「前記アの規定」と、「標章等」とあるのは「災対法施行令第33条第3項に規定する標章（以下この(3)において「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（災対法施行規則別記様式第5。以下この(3)において「証明書」という。）（以下この(3)において「標章等」という。）」と、同(3)のオ中「5年後の日」とあるのは「1箇月後の日」と読み替えるものとする。

(4) 除外事前届出者に対する指導等

交通規制課長は、指定行政機関等に対して、除外事前届出に関する手続、除外届出済証の変更届出等及び除外届出済証の紛失等の防止について指導を行うものとする。

4 その他の車両の確認事務等に係る取扱い

(1) 報道関連車両の取扱い

ア 緊急通行車両確認届出、緊急通行車両確認事務等

災対法又は事態対処法に規定する指定公共機関又は指定地方公共機関である報道機関及び災害時における指定行政機関等との報道協定の締結により災対法又は事態対処法に規定する指定地方公共機関に準じた位置付けの報道機関（以下「指定報道機関」という。）の使用する車両は、緊急通行車両とみなして前記1に準じて緊急通行車両確認届出、緊急通行車両確認事務等を行い、使用目的の明白性、緊急性等に配慮するものとする。

イ 緊急通行車両確認届出受理時における登録（車両）番号の取扱い

交通規制課長又は管轄警察署長は、指定報道機関が一般旅客自動車運送事業者との契約により日常的に取材・報道用に使っている車両を大規模災害時においても取材・報道用の車両として使用すると認められるが、事前に車両の特定が困難なものについては、登録（車両）番号未決定の形で緊急通行車両確認届出を受理するものとする。

ウ 緊急通行車両確認事務を行う際の登録（車両）番号の取扱い

交通規制課長等は、前記イの規定により登録（車両）番号未決定の形で緊急通行車両確認届出を受理したものについての確認事務を行うときは、実際に使用する車両の登録（車両）番号を確認した上で、緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第3及び標章又は緊急通行車両確認証明書（以下この4において「標章等」という。））、に当該番号を記載するものとする。

エ 大規模災害時の確認の特例

交通規制課長等は、大規模災害時に指定報道機関がやむを得ず緊急通行車両確認届出を行っていない車両を取材・報道用車両として使用していると認める場合において、

腕章・身分証明書を携帯していること、社旗の掲示をしていること等により、当該車両が緊急の取材・報道用車両であると確認することができることに限り、緊急通行車両の確認に必要な書類の提出を省略し、標章等の交付をすることができる。ただし、緊急交通路における他の緊急通行車両等の通行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、この限りでない。

(2) 急病人等を搬送中の車両の取扱い

ア 緊急措置としての書類の提出の省略

緊急の手当てを要する負傷者又は急病人の搬送に使用中の車両にあつては、緊急措置として、現場警察官の判断により規制除外車両の確認に必要な書類の提出を省略するとともに、標章の裏面に「除外証明書省略」と記載し、所属及び氏名を記入するなど標章等の交付者を明らかにしておくための措置をとった上で、標章を交付するものとする。この場合において、有効期限については災害等の状況に応じて必要と認める最小限の期間とする。

イ 緊急措置としての緊急交通路の通行

前記アの規定により標章等の交付をする場合において、諸般の事情により現場警察官が標章等を交付できないときは、最寄りの警察署又は警察本部（神戸市中央区下山手通5丁目）で交付を受けるように教示し、そのまま緊急交通路を通行させるものとする。

5 緊急交通路の通行車両の確認

(1) 交通検問所における関係標章等の確認

警察署長等は、大規模災害時の交通規制の実施時において、災対法施行令第33条第3項に規定する標章及び緊急通行車両確認証明書若しくは除外届出済証又は大震法施行令第12条第3項に規定する標章及び緊急輸送車両確認証明書（以下「関係標章等」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急交通路を通行したい旨の申出を交通検問所において受けたときは、関係標章等の記載事項等を確認するものとする。

(2) 必要な判断

前記(1)の場合において、当該申請に係る車両と関係標章等の交付に係る車両とに相違がないことを確認したときは、当該確認に係る車両が現に災害応急対策等を実施するために運転中であることの判断をした上で、所要の措置をとるものとする。

(3) 報告

警察署長等は、前記(1)に規定する申出を受けたときは、交通部長が定める様式の緊急交通路通行車両管理簿に必要事項を記載した上で、交通規制課長に報告するものとする。

なお、当該報告の時期等については、大規模災害時に交通規制課長が別途通知する。

6 関係機関、関係事業者等への周知

交通規制課長は、緊急通行車両等の確認事務等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

別表第 1（第 3 の 1 関係）

添付書類	
1	自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項に規定する自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第 3 条の軽自動車の使用者が同法第 97 条の 3 第 1 項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）等（以下「車検証」という。）の写し
2	災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類の写し（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）
3	災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類の写し

別表第 2（第 3 の 3 関係）

車両の区分	添付書類
医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両	車検証の写し及び医師若しくは歯科医師の免状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両	車検証の写し及び使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両	車検証の写し及び車両の写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の利用者による当該重機を輸送するための車両	車検証の写し及び車両の写真（自動車番号標及び車両の形状が確認できるものであり、重機輸送用車両については、写真は重機を積載した状況のもの）

別表第 3（第 3 の 3 関係）

規制除外車両	確認事項
燃料を輸送する車両（タンクローリー）	車検証の写しにより車両の形状を確認する。
路線バス・高速バス	車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が 11 人以上であることを確認する。
霊柩車	車検証の写しにより車両の形状を確認する。
一定の物資を輸送する大型貨物自動車	車検証の写しで事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次の物資等を輸送すること等を確認する。 1 医薬品、医療機器、医療用資材等 2 食料品、日用品等の消費財 3 建築用資材 4 金融機関の現金 5 家畜の飼料 6 新聞、新聞用ロール紙